

# あだち産業センター・産業情報室がお届けする相談ガイド

産業情報室発行のミニコミ紙『グッジョブ!』の連載企画から生まれました!

## 弁護士に相談してみよう!

～ビジネスの法律問題を解決するには～



ビジネスのトラブルに、  
弁護士がお答えします!

あだち産業センター産業情報室

弁護士相談 相談員 弁護士 監修



# 発行にあたって

あだち産業センター1階の **産業情報室** では、経営者・起業家を対象にした各種専門家による無料相談を実施しています。その中の1つ、弁護士相談は数多くの経営者の方や起業予定者の方々にご利用いただいています。

この度、産業情報室が発行しているミニコミ紙『グッジョブ!』にて、産業情報室相談員である弁護士の先生に、架空の会社や飲食店を舞台に身近に起こりそうなビジネスのトラブルについて質問し、回答していただく、という連載を行いました。この冊子は2018年7-8月号から2019年5-6月号までの全8回の連載を小冊子化したものです。

本冊子が、皆さまのお悩みの解決や、弁護士相談をご利用いただくきっかけとなりましたら幸いです。

## 目次

- 第1回 「『日本一安い!』と銘打って商品を販売しても問題ありませんか?」 … 3ページ
- 第2回 「取引先への売掛金を回収するにはどうしたらいいですか?」 … 4ページ
- 第3回 「自分の私物のCDを店内で流すのは問題がありますか?」 … 5ページ
- 第4回 「自分の店の料理やレシピに権利を主張することはできますか?」 … 6ページ
- 第5回 「インターネット上に書き込まれた悪評で営業に支障が生じています」 … 7ページ
- 第6回 「従業員のミスで服を汚してしまったお客様から  
新品の服代を求められたら、支払わなければいけないか?」 … 8ページ
- 第7回 「会社の指示に従わない社員を解雇したいが、どうすればいいか?」 … 9ページ
- 第8回 「突然店舗を立ち退くよう要求があった場合、  
応じないといけないのでしょうか?」 … 10ページ
- 【番外編】 産業情報室で行われた弁護士相談事例をご紹介します … 11ページ

- 本冊子の内容は掲載誌への掲載時点の法令等に基づいております。  
その後の法令等の改正により、アドバイス内容がそのまま当てはまらない可能性もあります。ご利用に際してはその点をご留意ください。
- 掲載されている弁護士の先生の情報、掲載当時のものです。



# ～商品の宣伝の仕方について～



## 第1回

『日本一安い!』と銘打って商品を販売しても問題ありませんか？

【相談者】 小売店を経営しているAさん

セール期間中『日本一安い!』と銘打って目玉商品の価格を広告や店頭で表示しようと思いますが、法律上問題があるでしょうか？



## 弁護士の先生からのアドバイス

「景品表示法違反となるおそれがあります。」



「**不当景品類及び不当表示防止法**」(景品表示法)では、事業者が、自己の供給する商品又は役務の取引について、広告・店頭表示等において禁止される表示を規定しています(同法5条)。ここで禁止される「不当表示」とは、主に次の2点等があります。

### ① 「**優良誤認表示**」(同法5条1号)

商品又は役務の品質、規格その他の内容が実際のものよりも著しく優良であるとか、事実と相違して他の同種又は類似の商品又は役務よりも著しく優良であるとの表示。

### ② 「**有利誤認表示**」(同法5条2号)

商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は他の事業者の同種若しくは類似の商品若しくは役務よりも著しく有利であるとの表示。

いずれも一般消費者をして誤認するおそれがあることを要件としており、消費者の自主的・合理的選択を阻害する事業者の商品又は役務に関する表示を規制するものです。

「**日本一安い!**」というのは、取引条件について有利である表示となります。

この表示は、消費者にとって当該商品の価格が「日本一安い価格」と認識される可能性がある表示であり、実際に日本全国の同商品の販売価格を調査するなどして日本一安いことを合理的根拠をもって示しているならば問題ありませんが、単に事業者が推測した最低価格より安く販売しているだけであれば「有利誤認表示」として「不当表示」にあたり、景品表示法違反となるおそれがあります。

また、安さを強調するために、当該事業者のセール価格と通常販売価格等を併記して安さを示す表示(二重価格表示)をすることもありますが、実際に当該事業者が通常価格で一定期間販売している実績や将来確実に相当期間通常販売価格で販売しなければ、やはり「有利誤認表示」として景品表示法違反となるおそれがあります。



今回答えていただいたのは… ひかり総合法律事務所 高木 篤夫 先生

# ～売掛金の回収をしたい！～



## 第2回

「取引先への売掛金を回収するにはどうしたらいいですか？」

【相談者】 製造業を営む Aさん

取引先への売掛金を回収できません。  
回収するためにどういう手段がありますか？



弁護士の先生からの  
アドバイス

「主に3つの手段が考えられます。」



売掛金の回収には様々な方法が考えられ、状況によって最適な手段が異なります。  
ここでは、主な手段のメリット・デメリットについて簡単に解説します。

### ① 交渉による回収

内容証明郵便による督促などを行って、支払いを促すことから始めるのが通常です。  
任意の話合いなので、相手との関係悪化を極力避けることができる一方、法的な強制力は乏しいです。



### ② 相殺(そうさい)による回収

相手に対して買掛金がある場合は、未払いの売掛金と買掛金を相殺することで事実上回収することができます。相殺をする旨を内容証明郵便で通知すれば足り  
ます。法律上の要件さえ満たせばほぼ確実に債権回収ができる強力な手段です。



### ③ 法的措置による回収

任意の支払いが期待できない場合は、法的措置を講じる必要があります。裁判所による  
支払督促や判決を取得し、裁判所を通じて強制執行(差押え)を行うこととなります。  
法的な強制力のある強力な手段ですが、時間や費用がかかるのがデメリットです。



また、相手に資産がない場合は、判決を取得しても結局お金を回収できないこともあり得ます。  
したがって、事前に資産(現金に限らず、在庫商品や債権なども含む)の調査も必要でしょう。

このような様々な手段を状況に応じて適切に選択・組み合わせて債権を回収するには、  
非常に高度な判断が必要です。まずは弁護士にご相談されることをおすすめします。

今回答えていただいたのは… メトロポリタン法律事務所 中嶋 翼 先生

※ 相談者様の状況によって対応は異なります。まずはお気軽にご相談へお越しください！



# ～店内のBGMについて～



## 第3回

「自分の私物のCDを店内で流すのは問題がありますか？」

【相談者】喫茶店を営むAさん

私は好きな歌手のヒット曲のCDを持っているのですが、この曲がお店の雰囲気ぴったりなので、これをプレイヤーで流してお店のBGMにしたいと思いました。ところが、それを友人に話したら、著作権上問題があるのではないかと、言われました。私としては、このCDは私が普通の店でちゃんとお金を出して買ったものなので、これを私がどう使おうと自由だと思うのですが、どうなのでしょう？



弁護士の先生からの  
アドバイス

「著作権侵害となるため  
許諾を得る必要があります」



CDという物体の所有権と、それに収録されている楽曲の著作権とは、別の問題です。喫茶店でBGMとして流す行為は、不特定多数の人に収録楽曲を再生して聞かせる以上、法律的に言えば「著作物を公に演奏する」行為であり、著作権のうちの演奏権（著作権法22条）を侵害するため、著作者（著作権者）の許諾が必要です。なお、JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）はその許諾の手続きを設けています。喫茶店のBGMとしての利用は営利目的があると解されるため、非営利目的なら無許諾で演奏できるという例外には該当しません。

著作権法の規定は以下のようになっています。



22条：著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

2条7項：この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること（公衆送信又は上映に該当するものを除く。）及び著作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること（公衆送信に該当するものを除く。）を含むものとする。

38条1項：公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

今回答えていただいたのは… 秋葉原法律事務所 小早川 真行 先生

# ～料理のレシピの権利について～



## 第4回 「自分の店の料理やレシピに権利を主張することはできますか？」

【相談者】 飲食店を営む Aさん

自分の店の料理とよく似た料理が違うお店で出されていたのですが、料理やレシピに関して何か権利を主張することはできますか？もし従業員からレシピが流出したら責任を追及できますか？



### 弁護士の先生からのアドバイス

「著作権の主張は難しいですが、不正競争防止法の営業秘密として保護される可能性があります。」



料理のレシピは、料理を作るための素材の情報とその使い方など、「こうすればこういう料理ができる」というアイデアやノウハウで構成されています。

ところが、著作権法上、著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したもの」とされ（著作権法第2条第1号）、アイデアやノウハウ自体は、著作物として保護されませんし、アイデアやノウハウをありふれた用語で表現しても、創作的表現とは言えません。

そうすると、料理そのものやそのレシピは、通常は著作物として保護されるものではありません。

もっとも、

- ① レシピが門外不出の秘密として管理されており（**秘密管理性**）、
- ② 事業活動に有用な情報であって（**有用性**）、
- ③ かつ一般には入手できない（**非公知性**）もの



である場合には、不正競争防止法第2条第6項の「営業秘密」に該当するとして、

その使用や開示の差止めを求めたり、損害の賠償を請求することが認められることがあります。

但し、営業秘密として認められるハードルはなかなか高く、特に秘密管理性が問題となることが少なくありません。

財産的価値のあるアイデアやノウハウを適切に保護するためにも、まずは専門の弁護士にご相談いただければと思います。



今回答えていただいたのは… 舟串・森本法律事務所 舟串 信寛 先生

# ～ネット上に悪評を書かれてしまったら～



## 第5回 「インターネット上に書き込まれた悪評で営業に支障が生じています」

【相談者】 建設業を営む A さん

建築業を営んでいますが、インターネット上の掲示板に「ブラック企業」などの悪評を多数書き込まれ、営業に支障が生じて困っています。こんな時はどうしたらいいのでしょうか？



弁護士の先生からの  
アドバイス

「3つの手段をとることが考えられます」



このような場合、①問題となっている書込みの削除、②書き込んだ者の特定、③書き込んだ者に対する責任追及といった手段をとることが考えられます。

### ① 書込みの削除

書込みによって営業権などの権利が侵害されている場合、掲示板の運営事業者などに対して、書込みの削除を要請することにより、問題となっている書込みが削除されることがあります。削除要請によって削除されない場合は、法的手続を利用して削除請求を行うことも可能です。



### ② 書き込んだ者の特定

書込みによって営業権などの権利が侵害されたことが明白な場合には、法的手続を利用して掲示板の運営事業者に対して書込みを行った者の情報開示を請求することにより、書き込んだ者の情報が開示されることがあります。開示後は、書き込んだ者に対して責任追及を行うこととなります。



### ③ 書き込んだ者に対する責任追及

書き込んだ者を特定できた場合、その者に対して被った損害の賠償を請求することが可能です。任意に支払がなされないときには法的手続を利用することも考えられます。



ご相談いただいた事案における主な対応は以上のとおりですが、インターネット上の書込みへの対応を間違えると逆効果となり炎上してしまうおそれもあります。また事案によって適切な対応方法も異なりますので、一度弁護士にご相談いただくことをおすすめいたします。

今回答えていただいたのは… 大本総合法律事務所 関原 秀行 先生

※ 相談者様の状況によって対応は異なります。まずはお気軽にご相談へお越しください！

# ～従業員のミスによるトラブル～



## 第6回

「従業員のミスで服を汚してしまったお客様から

新品の服代を求められたら、支払わなければいけませんか？」

【相談者】 飲食店を営む Aさん

飲食店を営んでいますが、料理を出す際、従業員が過ってお客様のスーツに料理の汁をこぼしてしまいました。幸いやけどにはなりませんでしたが、お客様から新品の高級なスーツの買い換え代金として20万円を支払うように求められています。20万円は支払わなければならないのでしょうか？



弁護士の先生からの  
アドバイス

「20万円を支払う必要はありません。スーツのクリーニング代相当額を支払えばよいでしょう。」



スーツに料理の汁をこぼしてしまったという店の従業員の行為は、法的には、飲食物の提供に伴い安全に提供するという契約上の義務に違反し（民法415条）、又は過失に基づく不法行為（民法709条、715条）に該当するため、店はおお客様に対しお客様が被った損害を賠償する義務を負います。

そして、「お客様が被った損害」とは、スーツを汚されたというものになります。料理の内容にもよりますが、通常、クリーニングに出せば、スーツの汚れは落ちると思われまので、お客様に対してはクリーニング代相当額を支払えばよく、新品のスーツの買替代金まで支払う法的義務はありません。例外的に、クリーニングしてもシミが残ってしまう場合でも、着古した服は大幅に価値が下がりますので、それを前提とした補償額を支払えば足り、新品のスーツの買替代金まで支払う法的義務はないと考えます。したがって、本件の場合、新品の高級なスーツの買換代金20万円を支払う必要はないと考えます。

なお、店側の法的な責任は以上の通りですが、店側としては、まずお客様を気遣う言葉をかけることが大切です。



火傷はございませんか。

お怪我はございませんか。

その上で、怪我などがあれば、すぐに冷やすなどの応急処置を行い病院に付き添う、本件のように怪我などがなくとも、きれいな清潔なタオル等で汚れを拭き取るといった対応を取ることも大切になります。このような対応を欠いた結果、被害を受けたお客様とトラブルへと発展することもありますので、注意が必要です。

今回答えていただいたのは… 矢吹法律事務所 濱田 和成 先生

※ 相談者様の状況によって対応は異なります。まずはお気軽にご相談へお越しください！



# ～従業員とのトラブルについて～



## 第7回

「会社の指示に従わない社員を解雇したいが、どうすればいいか？」

【相談者】 サービス業を営む A さん

会社の指示に従わない社員がいて困っています。  
解雇を考えていますが、こんな時はどうしたらいい  
でしょうか？



## 弁護士の先生からの アドバイス

「**具体的事情如何によっては解雇が権利濫用で無効といわれることもあるため、かつ、手続きの不備が無いよう、慎重に進めましょう。**」



会社と社員との間の雇用契約を終了させるにはいくつか方法がありますが、解雇は会社側の意思表示により雇用契約を終了させるものです。社員の同意なく一方的に契約を終了させるため、法は社員が不利益を被らないよう、様々な規制をしています。社員を解雇するには解雇が無効であるといわれないように注意する必要があります。

雇用期間の定めのない社員の例を挙げますと、労働契約法 16 条は「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものととして、無効とする」と規定し、使用者が労働者を常に解雇しうるものではないことを定めています。今回の例ですと、

- ① 社員が指示に従わないことが会社の業務遂行や企業秩序維持に重大な支障が生じているか
- ② 会社側が繰り返し注意や指導を行っていたか
- ③ 職務や配置の変更等が可能であれば会社側で検討していたか

等の要素をもとに解雇が無効か否かを判断することになります。解雇が争われる場合に備えて、解雇に至るまでの記録をメールや書面の形で残しておくことも重要です。



どうも解雇が難しそうだという場合には社員と話し合いをして合意退職とすることを検討されるのがよいでしょう。

手続面においては、就業規則に解雇事由を列挙し、併せて「その他前各号に準じるやむをえない事由のあったとき」などの包括条項を記載しておくことも重要です。また、解雇予告や解雇予告手当の支払いなどの手続きも忘れないようにしましょう。解雇事由があつたとしても必要な手続きを踏んでいないことでトラブルになるという事態を避けることも重要です。

今回答えていただいたのは… 宇田川・新城法律事務所 土方 恭子 先生

# ～店舗のトラブルについて～



## 第8回

「突然店舗を立ち退くよう要求があった場合、  
応じないといけないのでしょうか？」

【相談者】 飲食店を営む Aさん

私は、店舗を借りて20年間飲食店を営んでおりますが、  
建物のオーナーが亡くなられ、相続人から1年後に店舗を  
立ち退いて欲しいという事を突然言われてしまいました。  
老朽化しているので取り壊したいという事なのですが、  
立ち退きに応じないといけないのでしょうか？



## 弁護士の先生からの アドバイス

「直ちに立ち退かなくても  
大丈夫な場合もあります。」



まず、賃貸借契約期間がまだ1年以上残っているのであれば、契約期間内は原則借り続けることができます。

また、契約期間が残り1年以内となっている場合には、賃貸借契約の内容によります。賃貸借契約（借家）には、更新がない定期建物賃貸借契約（「定期借家」と略します。）と通常の建物賃貸借契約があります。

### 1 更新がない定期建物賃貸借契約（定期借家）

定期借家の場合には契約更新というものがないので、  
契約期間が終了した場合には原則として立ち退かないといけません。

これに対して…

### 2 通常の建物賃貸借契約

通常の建物賃貸借契約の場合には、法律上、借主が相当程度保護されております。  
まず、契約期間が終了しても更新というものがあります。更新については、賃貸人が更新拒絶をすることもできますが、そのためには正当事由がなければなりません。  
その正当事由が認められるかどうかは、立ち退きを求める理由や立ち退く代わりに支払う立退料などを総合的に判断して決められます。

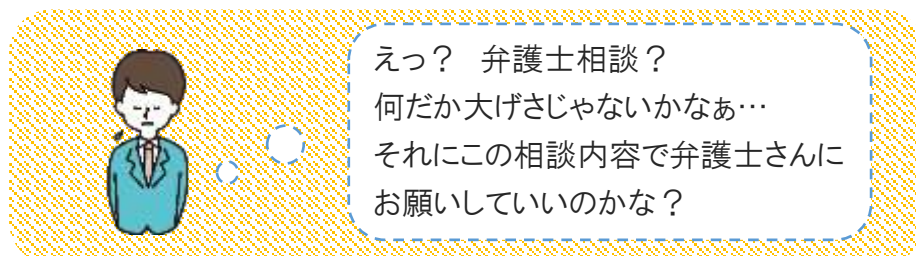


今回のご相談では、建物の老朽化に伴う取り壊しという名目ですが実際は建て替えをして高い賃料で貸したいという様なケースもあり、少なくとも立退料は請求できる可能性があります。立退料には引越し代のみならず、営業補償分なども認められることがありますので、まずは弁護士にご相談されることをお奨めします。

今回答えていただいたのは… 水津正臣法律事務所 大塚 康貴 先生

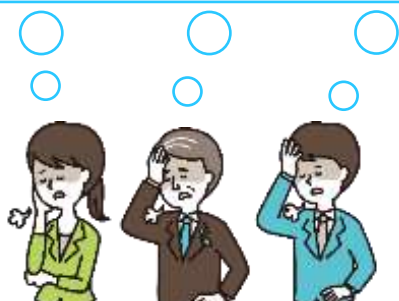
## 弁護士相談はどんなことを相談するのか？

会社経営を日々行っていると、トラブルに見舞われることもあるかと思いますが。そんな時はぜひ、産業情報室で行われている弁護士相談を利用してみませんか？



弁護士相談に対してこんな思いを抱かれる方のために、ここではこれまで産業情報室で行われた弁護士相談の事例の一部をご紹介します。ぜひ、参考にしてください。

起業・開業	<ul style="list-style-type: none"> <li>起業しようとしているが、会社の作り方、契約書の作り方等について知りたい。</li> <li>※ 契約書の作成自体は相談時間内では行っておりません。</li> </ul>
契約・取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕入先の作成した契約書に不明な点があるため、確認してほしい。</li> <li>委託先との倉庫の契約内容と販売先との売買取引の契約内容に関して、不明な点があるのでどのように考えるべきか確認したい。</li> </ul>
会社経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主総会における代表取締役解任決議の争いに関して相談したい。</li> <li>役員報酬を一方的に減額されたが、問題はないか？</li> </ul>
人事労務	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示に従わない従業員を解雇したいのだが認められるか？</li> </ul>
知的財産権	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社の営業秘密が社外に出ないようにしたいのだが、どうしたらよいか？</li> </ul>
トラブル・訴訟	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場内の機械を購入したが、不具合が生じているため返却したい。どうしたらよいか？</li> </ul>
事業譲渡 (M&A) ・ 事業承継	<ul style="list-style-type: none"> <li>有限会社の譲渡の具体的な手続きに関して教えて欲しい。</li> <li>親族が経営している株式会社から代表取締役を引き継いで欲しいとの話が出ている。引き継ぐ際の注意点を教えて欲しい。</li> </ul>



上記のように弁護士相談では、起業や契約、訴訟や事業承継など、幅広く経営に関する相談を一定の経験年数を経た弁護士が受け付けております。ご自身の相談内容が弁護士相談に該当するのか不明な場合も、お気軽にお問い合わせください。

## 弁護士相談のご案内



毎週木曜日の午後6時～7時、午後7時～8時に実施しています。相談は1回1時間、費用は無料です。

※ ご利用いただける方は足立区で事業を始めたい方、または足立区内で事業を営んでいる方です。



# 弁護士相談の予約受付の流れをご紹介します

## 1 お電話または、産業情報室のカウンターにお問い合わせください

相談は事前予約制となっております。相談日の2日前までに産業情報室（TEL: 03-3870-1221）にお電話いただくか、ご来館の際にカウンターにお声掛けください。（予約の重複の危険性があるため、インターネット上での受付はしていません。）予約状況を確認し、ご予約可能な日にちをご案内いたします。

弁護士相談実施日：毎週木曜日 18～19時、19～20時 相談時間は1回1時間です。

※ 相談内容はビジネスに関する法律相談に限ります。ご利用いただける方は足立区で事業を始めたい方、または足立区内で事業を営んでいる方です。

ご予約の際は下記のことを伺わせていただきます。

- ・ 法人名（事業所名）、業種
- ・ 代表者様のお名前（相談に実際に来館される方のお名前）
- ・ 住所、電話番号
- ・ 相談内容

※ 相談内容は、差し支えない範囲で教えていただきます。事前に担当の弁護士の先生に相談内容をお伝えしています。

産業情報室 弁護士相談ページも  
ぜひご覧ください！

<http://www.a-iir.jp/consult/lwyr.html>



## 2 相談日前にリマインドを産業情報室よりさせていただきます

相談日の3日前に、産業情報室からお客様に、相談日のリマインドを電話でさせていただきます。予約日の変更や、キャンセル等がないかお知らせください。

## 3 相談日当日について

ご来館されましたら、カウンターのスタッフにお声掛けください。相談のお部屋にご案内いたします。ご案内終了後、相談の開始となります。

※ ご連絡なく相談開始時間から30分までにご来館がない場合、キャンセルとさせていただきます。

※ 駐車場はございません。お車でお越しの際は  
近隣駐車場のご利用をお願いしております。



## 弁護士に 相談してみよう！

～ビジネスの法律問題を解決するには～

発行日：2019年9月1日

発行：あだち産業センター  
産業情報室

編集：グッジョブ編集部

〒120-0034

足立区千住1-5-7

TEL：03-3870-1221

MAIL：info@a-iir.jp

Web：https://a-iir.jp

